

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年9月30日(月) 午前9時30分から午前10時30分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 13名、欠席 6名)】</p> <p>出席委員：1番藤田一義委員、4番原直治委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席 3名)】</p> <p>出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 16名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	4番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.39～No.41 3件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.15～No.18 4件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.20～No.22 3件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.803 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3010～No.3011 2件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4003 1件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5035～No.5039 5件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.68～No.134 67件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員の6名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員、13番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、4番原直治委員及び6番松澤一久委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>39番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の1筆421㎡について、駐車場敷地になっております。</p> <p>40番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の2筆1,067㎡について、原野になっております。</p>

<p>議長</p>	<p>41 番青海地区の件ですが、田海地内の2筆 41.84 m²について、車庫敷地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>15番上早川地区の件ですが、土倉地内の18筆 4,865.69 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>16番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆 506 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>17番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆 439 m²について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>18番糸魚川地区の件ですが、一ノ宮、一の宮5丁目地内の5筆 903 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>20番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆 1,763 m²について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>21番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の3筆 1,026 m²につい</p>

議長	<p>て、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。 22 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の 4 筆 3,724 m²について、高齢のため解約し、その後は休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第 4 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第 4 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。 説明いたします。5 頁をご覧ください。 803 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の 1 筆 371 m²について、用途変更したいものです。申請人は、面積が小さいため畑として耕作したいものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長 伊藤主査	<p>日程第 3 = 付議事項</p> <p><議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について> 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。6 頁をご覧ください。 3010 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 3 筆 817 m²について、贈与による所有権移転です。地図の No.1 をご覧ください。申請地は、市</p>

	<p>道谷根下組線沿いの場所になります。申請人は、申請地が居住地から遠く、耕作が困難なため、申請地近くに居住する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3011番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆72㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道治郎右エ門線沿いの場所です。申請人は、県外在住で耕作が困難なため、申請地近くに居住する譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>議長 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>議長 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>議長 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>議長 <議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>伊藤主査 説明いたします。7頁をご覧ください。 4003番能生地区の件ですが、能生地内の1筆227.33㎡について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.3をご覧ください。申請地</p>
--	--

	<p>は、市道桜木中央線沿いの場所になります。申請人は、退職後の住居を新築し、併せて既存車庫敷地を拡張したいものです。農地の区分は、エ-（ア）-b-（c）（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>
小林主査	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5035 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆191㎡について、資材置場のための、贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線沿いの場所になります。申請人は、主に土木建築業を営んでいますが、土木工事において埋め戻し用の砂利及び土砂置場がないため、申請地を譲り受け、砂利及び土砂の建設資材置場としたいものです。農地の区分は、カ-（ア）（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5036 番大和川地区の件ですが、田伏地内の6筆353㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道東バイパス田伏側道線沿いの場所になります。農地の区分は、エ-（ア）-b-（a）（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

5037 番糸魚川地区の件ですが、一の宮1丁目地内の3筆644㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市役所一の宮第1駐車場付近の場所になります。申請人は、結婚を機に住居を新築するため、実家からほど近い申請地を譲り受け、住宅敷地としたいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第2種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5038 番能生地区の件ですが、能生地内の7筆586㎡について、駐車場及び資材置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道能生インター線沿いの場所になります。譲受人が役員をしている会社は、事業用地の一部を隣接会社に売り渡したため、その代替地として申請地を譲り受け、業務用車両置場、従業員用駐車場及び資材置場としたいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5039 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆667㎡について、自動車整備工場建築敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道桂大平寺線沿いの場所になります。申請人は、自動車整備業を営むため、申請地を譲り受け、自動車整備工場建築敷地としたいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長

議長

議長

議長
伊藤主査

<議第4号 農用地利用集積計画案について>

議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。
説明いたします。10頁をご覧ください。

68番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の7筆6,217㎡について、更新するものです。

69番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆570㎡について、更新するものです。

70番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆912㎡について、更新するものです。

71番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆919㎡について、更新するものです。

72番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆1,414㎡について、更新するものです。

73番下早川地区の件ですが、谷根地内の9筆2,449㎡について、更新するものです。

74番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆642㎡について、更新するものです。

75番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆976㎡について、更新するものです。

76番上早川地区の件ですが、土塩地内の5筆1,628㎡について、更新するものです。

77番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の4筆4,580㎡について、更新するものです。

78番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆2,284㎡について、更新するものです。

79番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の15筆9,274㎡について、更新するものです。

80番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田、砂場地内の23筆5,878.61㎡について、更新するものです。

81番上早川地区の件ですが、大平地内の7筆430㎡について、更新するものです。

82番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆7,674㎡について、更新するものです。

83 番上早川地区の件ですが、角間地内の10筆5,316.26㎡について、更新するものです。

84 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆7,035㎡について、更新するものです。

85 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆703㎡について、更新するものです。

86 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆1,543㎡について、更新するものです。

87 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆1,234㎡について、更新するものです。

88 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆2,572㎡について、更新するものです。

89 番西海地区の件ですが、栗倉地内の1筆945㎡について、更新するものです。

90 番西海地区の件ですが、栗倉地内の3筆2,508㎡について、更新するものです。

91 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆1,578㎡について、更新するものです。

92 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,083㎡について、更新するものです。

93 番大野地区の件ですが、大野地内の11筆6,654㎡について、更新するものです。

94 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆1,940㎡について、更新するものです。

95 番根知、小滝地区の件ですが、根小屋、大所地内の7筆10,175㎡について、更新するものです。

96 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,873㎡について、更新するものです。

97 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,022㎡について、更新するものです。

98 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆2,779㎡について、更新するものです。

99 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆3,864㎡について、更新

するものです。

100 番根知地区の件ですが、東中地内の3筆5,605㎡について、更新するものです。

101 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆954㎡について、更新するものです。

102 番根知地区の件ですが、大工屋敷、上野山地内の2筆4,386㎡について、更新するものです。

103 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆307㎡について、更新するものです。

104 番今井地区の件ですが、中谷内地内の3筆7,132㎡について、更新するものです。

105 番今井地区の件ですが、中谷内地内の4筆1,947㎡について、更新するものです。

106 番今井地区の件ですが、中谷内地内の3筆3,266㎡について、更新するものです。

107 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,178㎡について、更新するものです。

108 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,968㎡について、更新するものです。

109 番磯部地区の件ですが、徳合地内の9筆1,628㎡について、更新するものです。

110 番磯部地区の件ですが、徳合地内の15筆1,603㎡について、更新するものです。

111 番磯部地区の件ですが、徳合地内の10筆1,204㎡について、更新するものです。

112 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の6筆4,274㎡について、更新するものです。

113 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆383㎡について、更新するものです。

114 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,344㎡について、更新するものです。

115 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,794㎡について、更新するものです。

116 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆10,704㎡について、更新するものです。

117 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,859㎡について、更新するものです。

118 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆448㎡について、更新するものです。

119 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆9,436㎡について、更新するものです。

120 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆3,827㎡について、更新するものです。

121 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆3,395㎡について、更新するものです。

122 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆954㎡について、更新するものです。

123 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆1,285㎡について、更新するものです。

124 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,769㎡について、更新するものです。

125 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆2,952㎡について、更新するものです。

126 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆1,049㎡について、更新するものです。

127 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆1,886㎡について、更新するものです。

128 番能生谷地区の件ですが、物出、崩、須川地内の33筆4,033.83㎡について、更新するものです。

129 番能生谷地区の件ですが、崩地内の4筆7,040㎡について、更新するものです。

130 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆922㎡について、更新するものです。

131 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆596㎡について、更新するものです。

132 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆2,384㎡について、

<p>議長 8 番伊井推進委員</p>	<p>更新するものです。 133 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆2,793 m²について、更新するものです。 134 番青海地区の件ですが、田海地内の5筆1,181 m²について、更新するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 68 番について、10 アールあたりの対価が5kgとなっていますが、少ないのではないのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>この案件については、以前使用貸借でしたが、今回の更新では1俵渡すことになったということで、面積あたりにすると5kgになります。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第4＝その他 ア 次期農業委員会の日程について ・ 10/31(木) 午前9:30～ 201・202 会議室 イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>